

○ふじみ野市地域の医療と介護を守る条例

令和5年3月24日

条例第2号

少子高齢化が急速に進行する中、市民が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくためには、地域の医療及び介護の基盤が必要である。しかしながら、地域の医療及び介護の現状は厳しく、市民が地域において、自宅や施設などで医療及び介護を安心して享受できる生活を維持するためには、地域の医療及び介護を市、市民、医療機関、介護事業者が一体となって守ることが必要不可欠である。

そのためには、地域の医療及び介護の利用者、その家族と医療機関及び介護事業者相互の理解と信頼関係の構築及び醸成、医療機関及び介護事業者の連携の推進とともに医療機関及び介護事業に従事する者の安全を確保し、また、育成、確保、定着を図る必要がある。

ここに、将来にわたって市民が安心して地域で医療及び介護を受けることができる体制を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の地域の医療及び介護を守り、良好な地域の医療及び介護の体制の下での市民の生活の向上を推進するための基本理念並びに市、市民、医療機関及び介護事業者が果たすべき責務について定めることにより、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤である地域の医療及び介護を享受できる体制を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地域の医療及び介護は、市民が地域で安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることに鑑み、その持続可能な体制を構築するため、市、市民、医療機関及び介護事業者が一体となり、地域全体で守り育てなければならない。

2 市民の生活は、市民自らの健康の維持増進のための努力を基盤として、自らの意思決定に基づき、地域の医療及び介護を適切に享受できるものでなくてはならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、埼玉県と連携して、市民に対して良質かつ適切な医療及び介護が提供される体制を確保するため、地域の医療及び介護を守り育てるための施策を推進する責務を有するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、地域の医療及び介護を守るため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士その他地域の医療及び介護の担い手(以下「医療及び介護の担い手」という。)が市民の生命、健康及び生活に欠かせないことを理解し、医療及び介護の担い手が安心して従事できるよう、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 市民は、自らの健康の維持増進及び介護予防並びに適切な医療及び介護の利用に努めなければならない。
(医療機関及び介護事業者の責務)

第5条 医療機関及び介護事業者は、基本理念に基づき、良質かつ適切な医療及び介護を行うため、患者、利用者及びその家族の立場を理解し、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 医療機関及び介護事業者は、従事者が安心して働く良好な勤務環境を保持し、医療及び介護の担い手の確保、育成及び定着に努めなければならない。

3 医療機関及び介護事業者は、相互の連携及び市との連携を図るよう努めなければならない。

(市の基本的施策)

第6条 地域の医療及び介護を守り育てるための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 地域の医療及び介護への市民の関心を高め、理解を得るための普及啓発
- (2) 医療機関及び介護事業者等への支援
- (3) 地域の医療及び介護の連携の推進

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。